

下関市立大学大学院入学者選抜に関する規程

平成 22 年 4 月 28 日

規 程 第 9 号

改正 平成 25 年 12 月 13 日規程第 18 号

平成 27 年 2 月 26 日規程第 19 号

令和 3 年 3 月 23 日規程第 33 号

令和 8 年 7 月 29 日規程第 12 号

(目的)

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院（以下「大学院」という。）において実施する入学者選抜の種類その他の入学者選抜に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学者選抜の種別)

第 2 条 大学院において実施する入学者選抜は、一般選抜試験のほか、各研究科が別に定める選抜の種類により実施する。

(募集人員)

第 3 条 前条に定める各入学者選抜の募集人員は、別に定める。

2 前条に規定する入学者選抜は、種別により募集を行わない場合がある。

(募集要項)

第 4 条 第 2 条に規定する入学者選抜の募集要項は、次条から第 7 条までに規定する事項について決定した後に公表するものとする。

(受験資格及び出願要件)

第 5 条 第 2 条に規定する入学者選抜の受験資格及び出願要件については、各研究科長が別に定める。

(試験の実施)

第 6 条 第 2 条に規定する入学者選抜は、年度に 1 回実施するものとする。ただし、第 1 次募集で欠員が出た場合に限り第 2 次募集の実施について研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定し、実施する。

2 第 2 条に規定する入学者選抜を受験しようとする者は、大学院が定める志願票及び出願書類に加え、受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。

3 第 2 条に規定する入学者選抜を受験しようとする者は、各入学者選抜に定められた出願受付期間内に公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（平成 19 年規程第 53 号）に定める入学検定料を納めなければならない。

(選抜方法及び合否判定)

第 7 条 各入学者選抜の内容及び評価方法については、別に定める。

2 各入学者選抜の合否判定については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定

する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか入学者選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日規程第18号）

この規程は、平成26年4月1日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学大学院入学選抜に関する規程の規定は、平成27年度入試から適用する。

附 則（平成27年2月26日規程第19号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規程第33号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年7月29日規程第12号）

この規程は、令和8年8月28日から施行する。